

平成25年度 10月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成25年 10月21日

場 所 六戸町役場2階小会議室

## 六戸町農業委員会総会

1. 場 所 六戸町役場 2階小会議室
2. 開会日時 平成25年10月21日(月)午後4時00分
3. 閉会日時 平成25年10月21日(月)午後4時30分

### 4. 出席委員(13名)

1番 古里 厚子 委員	2番 小野寺 邦男 委員
5番 小泉 兼雄 委員	6番 三浦 英雄 委員
7番 山本 英雄 委員	8番 木村 喜和 委員
9番 久田 伸一 委員	10番 四木 俊一 委員
11番 新山 秀男 委員	12番 岡田 寛視 委員
13番 小林 勲 委員	14番 高舘 孝 委員
15番 金淵 盛一 委員	

### 5. 欠席委員(1名)

3番 渡辺 耕一 委員

### 6. 会議に付した案件

#### 町議案

- 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

### 7. 会議録署名委員

1番 古里 厚子 委員      2番 小野寺 邦男 委員

### 8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 山本 晃広      事務局 次長 佐藤 一也  
事務局 主事 円子 和史

### 9. 書 記

事務局 主事 円子 和史

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成25年10月8日告示招集いたしました平成25年10月六戸町農業委員会定例総会を開催します。

六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので総会が成立することを報告します。  
それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告を行います。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。

会長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、平成25年10月8日告示招集されました平成25年10月六戸町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は、3番渡辺耕一委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。次に、議事録署名委員の指名を行います。お諮りします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
1番 古里厚子 委員 2番 小野寺邦男委員を指名します。  
参与、書記の指名については、参与には事務局長以下職員、書記には事務局主事を指名します。

議長 次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、該当者はありません。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第13号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。  
議案3頁 20番、相続による取得になり、斡旋の希望はありません。  
以上が報告第13号の説明になります。

議長 説明が終わりました。報告についてご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第13号を報告済みといたします。

議 長 次に、報告第14号について事務局から報告をいたします。

事務局長 報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

議案5頁 3番合意解約による解約です。7頁の28番で賃貸借があります。4番合意解約による解約です。以上が報告第14号の説明となります。

議 長 報告について、ご意見ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、以上で報告第14号を報告済みといたします。

議 長 次に、議案第15号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 議案第15号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。

農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

議案7頁 28番 新規の賃貸借になります。29番新規での賃貸借になります。

以上、農地法第3条第2項の判断につきましては各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第15号の説明となります。

議 長 事務局よりの説明が終わりました。

それでは、委員の方々が現地調査をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

6番  
三浦委員 現地調査は、私他4名で農地法第3条に係る案件について行いました。その中で、特に問題となるような土地は御座いませんでした。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

～異議なしの声あり～

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第15号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、全議案の審議が終了しましたので、平成25年10月六戸町農業委員会総会を閉会致します。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時30分 】